

河川保全区域内で工作物の新築、改築等を行う場合は河川法の許可申請が必要です

河川保全区域内で工作物の新築、改築等を行う場合は、河川法許可申請（河川保全区域内行為許可申請）が必要です。

河川法許可申請に関することについては、工作物の新築、改築等を行う市町村を所管する土木事務所へお問い合わせください。

< 申請の流れについて >

提出書類 2部（正本1部写し1部）提出

申請書

着工の1ヶ月程度前までには申請ください。早めの申請をお願いします。

審査期間は標準15日ですが補正期間は含みません。補正期間を短くするため、申請前に土木事務所へ相談することをお勧めします。

事業計画の概要書

位置図

- ・許可申請箇所を朱書きで明示してください。
- ・1/50000以上の図面規格としてください。

平面図

- ・官民境界を黒色の実線で、河川区域界を赤色の実線で、河川保全区域界を赤色破線で明示してください。
- ・占用面積を赤字で、河川区域内作業面積を緑色で、河川保全区域内作業面積を黄色で明示してください。

横断図

- ・官民境界を黒色の実線で、河川保全区域界を赤色破線で明示してください。

縦断図

- ・官民境界を黒色の実線で、河川区域界を赤色の実線で、河川保全区域界を赤色破線で明示してください。
- ・占用面積を赤字で、河川区域内作業面積を緑色で、河川保全区域内作業面積を黄色で明示してください。

字絵図

- ・官民境界を黒色の実線で、河川区域界を赤色の実線で、河川保全区域界を赤色破線で明示してください。
- ・占用面積を赤字で、河川区域内作業面積を緑色で、河川保全区域内作業面積を黄色で明示してください。

工作物の設計図

- ・正面図、側面図、平面図、詳細図を添付または記載してください。
- ・工作物の内容が把握できるものとしてください。

工事の実施方法を記載した図書

- ・施工方法、工程を記載ください。

面積計画書及び丈量図

その他参考となるべき書類（現況写真等）

次ページに続きます。

工作物の新築等を行う場合は に加え、下記の添付が必要です。

河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（登記事項証明書、契約書等）

新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面（農地転用許可等）

工作物の新築等を行わず土地の掘削等のみ行う場合は、 に加え、下記の添付が必要です。

河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあつては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（登記事項証明書、契約書等）

土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

土地の掘削等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書

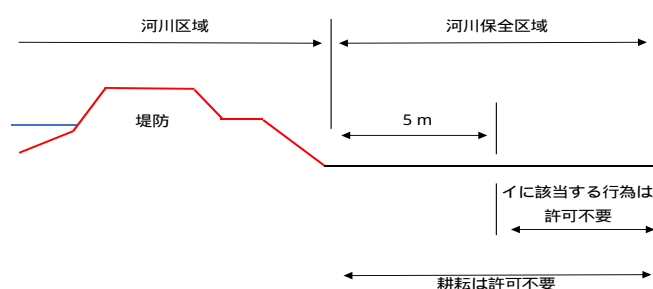
許可後は、工事着手前に「着手届」を提出してください。
工事終了後は、「完了届」を提出してください。

河川保全区域内の行為について

< 河川保全区域とは >

河川堤防など河川管理施設の安全を確保するため、河川区域に隣接して設けられた区域です。この区域で工作物の新築等（ ）を行う場合は、河川管理者の許可が必要です。（河川法第55条）

工作物の新築等...
 ・住宅の新築・改築、看板の設置
 ・排水管の埋設
 ・盛土・切土 など



兩岸の河川区域界から河川ごとに指定された距離までが河川保全区域です。また同一河川でも、有堤部と無堤部で河川保全区域が異なる場合があります。（例：木曽川水系 津保川
 有堤部：10m 無堤部：28m）

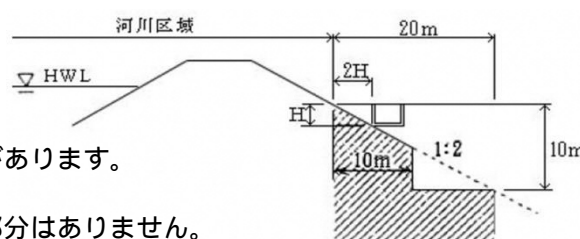
< 河川保全区域内であっても許可申請不要の場合 >

以下に該当する行為については許可を必要はありません。

1. 耕耘（農耕目的に限る）
2. 以下ア、イの項目すべてに該当する場合
 - ア 河川区域から5m以上はなれていること
 - イ
 - ・盛土は高さ3m以内であり、かつ堤防に沿った長さが20m未満であること
 - ・掘削は深さ1m以内であること
 - ・設置する物件は堅固な工作物（ ）でないこと
 堅固ではない工作物...木造、軽量鉄骨造
 堅固な工作物（要申請）...コンクリート造、石造、れんが造、重量鉄骨等
 - ・設置する工作物から水が浸透するおそれがないこと
 浸透するおそれがある工作物（要申請）...貯水池、水槽、井戸、水路等

< 留意事項 >

- (1) ・堤脚から二割勾配の線より堤内側（右図の斜線部）に工作物を設置すると、堤防の安定を損なう恐れがあります。
 ・やむを得ず斜線部に工作物を設置する場合は、安定性を検討のうえ十分な対策を講ずる必要があります。
 ・申請前に事前にご相談ください。
 ・なお、堀込河道については斜線部に該当する部分はありません。



(H6.5.31 建設省河治発第40号 建設省河川局治水課長通達)

- (2) 申請箇所では河川改修工事が計画されていることがありますので、事前に土木事務所に確認ください。また、他にも河川法に関して必要な許可手続きがあるかご確認ください。
 (例) 堤防道路への乗入口を設置する...河川法第24条、第26条
 法面造成土地等土地の形状を変更する...河川法第27条

河川法許可申請に関するお問い合わせ先

管轄区域	土木事務所名	担当部署	住所	電話番号	E-mail
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜土木事務所	施設管理課 河川砂防管理係	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館	058-214-9603	c26001@pref.gifu.lg.jp
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	大垣土木事務所	施設管理課 施設管理係	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111	c26002@pref.gifu.lg.jp
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐土木事務所	施設管理課 施設管理係	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111	c26003@pref.gifu.lg.jp
関市、美濃市	美濃土木事務所	施設管理課 施設管理係	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011	c26004@pref.gifu.lg.jp
郡上市	郡上土木事務所	施設管理課 施設管理係	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	0575-67-1111	c26005@pref.gifu.lg.jp
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂土木事務所	施設管理課 施設管理係	美濃加茂市古井町下古 井大脇2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111	c26006@pref.gifu.lg.jp
多治見市、瑞浪市、土岐市	多治見土木事務所	施設管理課 施設管理係	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111	c26007@pref.gifu.lg.jp
中津川市、恵那市	恵那土木事務所	施設管理課 施設管理係	恵那市長島町正家後 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111	c26008@pref.gifu.lg.jp
下呂市	下呂土木事務所	施設管理課 施設管理係	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	0576-52-3111	c26009@pref.gifu.lg.jp
高山市（旧国府町及び旧上宝村を除く）、白川村	高山土木事務所	施設管理課 施設管理係	高山市上岡本町7-46 飛騨総合庁舎	0577-33-1111	c26010@pref.gifu.lg.jp
飛騨市、高山市（旧国府町及び旧上宝村）	古川土木事務所	施設管理課 施設管理係	飛騨市古川町上野流 617-1	0577-73-2911	c26011@pref.gifu.lg.jp